

平成 24 年 度
事 業 計 画

社会福祉法人

坂城町社会福祉協議会

【目標】 誰もが安心して暮らせる地域づくり

【方針】

東北地方太平洋沖地震・長野県北部地震から一年が経過し、被災からの復興までの道のりは、いまだ先行きが見通せず、長期に亘る支援が必要とされています。私たち坂城町においても、防災に対する取り組み、支え合うための体制の整備、特に災害弱者の避難体制の整備が急務となっており、その対応が急がれます。

少子高齢化の進行や核家族化が加速するとともに、ライフスタイルも大きく変化し、また、住民の福祉ニーズや価値観が多様化してきています。家族関係や、住民相互のつながりの希薄化も進み、貧困、高齢者や児童に対する虐待、孤立死に関するニュースが後を絶ちません。これには法や制度等だけでは十分に対応しきれないために、このような問題を生む原因でもありますが、法の改正によって回避することは容易なことではありません。地域社会の“絆”によって、一人暮らし・老老世帯の高齢者等を見守るネットワークづくりが今まさに求められています。

一方、介護保険事業については、事業開始から満12年を経過しようとしています。地域に密着した切れ目のないサービスを目指して利用者に寄り添った細やかなサービスを展開してまいりました。最近では認知症に関する相談も増加の傾向にあります。安定した事業経営はもとより、充実した相談体制の整備に努めていきます。

今後、更に厳しさを増す経営環境に対応するためにも、事務事業の見直しはもとより、これまで以上の地域密着に心がけた姿勢を鮮明にして、関係機関・団体等の連携を図り、民生委員、ボランティア、そして地域の人々の協力を得ながら、誰もが住みなれた地域で自分らしく、そして安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指します。

【重点事業】

- 災害時住民支え合いマップづくりの支援
- 生活サポート事業における安心安全サービスの取り組み
- 福祉人材及び介護人材の育成

【主要事業】

1 社協の組織基盤強化

「運営」及び「経営」の両視点に立ち、組織強化と職員のレベルアップによって事業の効率的、効果的な展開が可能となる組織運営に努める。

- (1) 経営理念の明確化
- (2) 財務体質の強化及び事務の効率化
- (3) 役職員の研修の強化
- (4) 機関誌「社協だより」の発行、ホームページ、インターネット等による社協情報の提供
- (5) 社会福祉大会（人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会）の開催

2 介護保険事業への取組み

指定居宅サービス事業者として、質の高い在宅福祉サービス（軽度者及び保険外サービスを対象とするあらたな予防給付を含む）の提供に努める。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 訪問介護事業
- (3) 訪問入浴介護事業
- (4) 通所介護事業

3 障害者自立支援事業への取組み

障害者自立支援福祉サービス事業者として、身体障害者・知的障害者・精神障害者を対象に、在宅福祉サービス（介護給付事業）の提供に努める。

4 地域福祉活動の支援及び在宅福祉サービスの推進

高齢者、障害者等が地域で安心して暮らすことができるように、高齢者同士の支え合いや心のケアを視野に、地域での交流・外出の機会を支援し、地域住民と共に福祉のまちづくりを進めるとともに、災害時における住民の支え合いと新たな福祉ニーズへの対応に取り組む。

- (1) ひとり暮らし高齢者招待会
- (2) 高齢者等生きがいと健康づくり
- (3) 障害者等希望の旅
- (4) 地域福祉活動計画の策定に向けての基盤づくり
- (5) 災害時住民支え合いマップづくり
- (6) 地域活動リーダー育成事業
- (7) 家族介護者教室
- (8) 団体への福祉活動助成
- (9) 支部活動の推進
 - ・支部組織の育成・援助
 - ・支部組織への活動費の助成

(10) 車イスリフト自動車（福祉ふれあいのつどい号）等福祉機器の貸出

(11) 町戦没者追悼式

5 地域密着福祉拠点「ぼだい桜の杜」の運営

地域密着型老人デイサービス事業（認知症対応型通所介護）を施設の柱とし、高齢者、障害者、ボランティア、子育て支援等広範な人びとが利用できる福祉拠点としての運営をする。

6 福祉教育、福祉人材育成、ボランティア事業の推進

福祉の心を育む福祉教育の推進と福祉人材の育成を図るとともに、創造性豊かなボランティア活動を振興する。

(1) 社会福祉協力校の活動助成

(2) 福祉教育の推進

小、中、高校との連携を図り思いやりの心やボランティアについての理解を育む

(3) 手話講座の開催

（町民、学校児童・生徒等に呼びかけて、手話の理解と普及に努める）

(4) ボランティアスクールの開校

(5) 福祉ふれあいのつどいの開催

(6) 地域福祉ネットワークの推進

（地域単位でのボランティアグループを育成・支援）

(7) ボランティアの活動支援（個人・団体・企業）

(8) 子育てサポーター支援事業

(9) 初めてのボランティア育成講座

(10) 傾聴ボランティアの派遣事業

(11) 認知症サポーター養成講座の開催

(12) ヘルパー養成研修（潜在有資格者対象）

(13) 介護教室の出張開催（地区・個人・団体対象）

7 援護事業の推進

(1) 歳末激励訪問（町準要保護家庭ほか）

(2) 災害見舞い

(3) 中学卒業祝い（ひとり親家庭に援助）

8 町委託事業の運営

行政その他関係機関等との連携によって、高齢者、障害者等の福祉の増進を図る。

(1) 介護予防地域支援事業

① 生きがい活動支援事業

② 在宅生活支援事業（軽度生活援助事業）

③ 生きがい活動支援通所事業（ミニデイサービス事業）

④ 寝たきり老人等介護者交流事業（リフレッシュ事業）

⑤ 外出支援サービス事業

- (2) 訪問指導事業（介護保険給付サービスと重複するものを除く）
- (3) 在宅介護支援センター運営事業（指定管理事業）
- (4) 老人福祉センター運営事業（ // ）
- (5) 地域活動支援センター（開畝共同作業センター）運営事業（ // ）
- (6) 福祉バス事業

9 心配ごと・結婚・法律相談所の開設

心配ごと相談所を開設し弁護士、司法書士、心配ごと相談員の協力により心配ごと、悩みごとの解決に向けていく

- (1) 心配ごと・法律相談所の開設（月2回役場で開催）
- (2) 介護相談の夜間開設（毎月5日）
- (3) ヤングヒューマンネットワーク事業
結婚相談所の開設をし、独身男女の結婚の相談、支援（登録制度）
- (4) 愛のキューピット事業
（イベントを企画及び計画し、男女の出会いの場を提供する）

10 生活サポート事業の推進

- (1) 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護安心ネットワーク事業）
判断能力の不十分な高齢者や障害者が住みなれた地域で安心して自立した生活をおくれるように支援していく。
- (2) 生活福祉資金の貸付け
- (3) ささえ合い資金貸付け
- (4) 日常的金銭代行サービス事業
- (5) ファミリーサポートセンター事業

11 日本赤十字社事業への協力

12 赤い羽根共同募金運動への協力（10～12月）

13 その他目標達成のための事業